

弁護士自治を堅持する宣言

2018（平成30）年7月7日
東京弁護士会法友会
幹事長 矢 吹 公 敏

宣言の趣旨

弁護士自治は、弁護士が職業としての独立性を持つことを制度的に保障し、民事事件と刑事事件とを問わず弁護士が自主的に判断することを守護している。弁護士は、あらゆる力や、ときには依頼者からも独立していなければならない、その制度的保障として弁護士自治が必要である。弁護士自治は、我々弁護士の日常業務を支える基盤であり、弁護士自治があるからこそ弁護士の活動の独立が確保されて、弁護士はその使命である少数者の基本的人権を擁護するための行為を含めて法による正義を実現するための業務を行うことができる。

このように、弁護士自治は民主制の過程で救済されない少数者の保護を十全ならしめるために欠くことが出来ない制度と理解すべきであり、日本国憲法のもと、現在に至るまでその必要性和重要性は些かも変わることはない。言い換えれば、弁護士自治は少数者となった場合における市民にとってのセーフティネットであるともいえるのであって、弁護士自治は弁護士が弁護士会での団結を通じて一体となって守っていかなければならない。

他方で、近時は憲法改正問題や死刑廃止問題などの会員間の意見が大きく分かれている問題について、そのような政治的問題については弁護士会が意見を述べるべきではないという意見もある。また、弁護士業務をビジネスと割り切り弁護士自治の維持に関する負担を削減しようという意見も見られ、さらに、相次ぐ弁護士不祥事問題により、弁護士自治を支えるべき市民の信頼が揺らいでいるように見受けられる。

このような状況において、法友会は、自由で多様な意見交換を通じて堅持すべき弁護士自治の重要性をあらためて認識し、会員に弁護士自治に関する研修や意見交換の機会を提供すると共に、自治を支える弁護士会内の合意形成に尽力し、不祥事対策に真剣に取り組むことで、弁護士自治が実質的に機能するための活動を行うことを通じて、弁護士自治の根源である弁護士の独立が確保されるために、今後も弁護士自治を堅持することを宣言する。

宣言の理由

第1 弁護士自治の獲得・維持の歴史

1 弁護士自治は1949（昭和24）年5月30日成立の弁護士法により認められたが、大日本帝国憲法下においても、弁護士の懲戒権を弁護士会が持つべきであるという運動は継続的に行われていた。

1945（昭和20）年8月14日のポツダム宣言の受諾から始まり、1946（昭和21）年11月3日に日本国憲法が公布され、1947（昭和22）年5月3日に日本国憲法が施行されたが、弁護士自治に対する反対論は依然として根強かった。その後政府提出法案ではなく議員立法として弁護士法が成立するに至り、長年の悲願であった弁護士自治を獲得することができたのである。

2 弁護士法が成立した後も、1964（昭和39）年8月28日に発表された臨時司法制度調査会の意見書では、弁護士の公的立場を強調し、弁護士の懲戒が厳格に行われていないのではないかとされた。

1978（昭和53）年3月には「刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を認める法律案（いわゆる「弁護人抜き法案」）が国会に上程されたが、その際弁護士の懲戒が国民の監視のもとにおかれるべきであると批判された。

3 2001（平成13）年6月12日の司法制度改革審議会意見書では、「弁護士は、社会の広範かつ多様なニーズに一層積極的かつ的確に対応するよう、自ら意識改革に取り組むとともに、その公益的な使命にふさわしい職業倫理を自覚し、自らの行動を規律すべきである。」とされ、また「弁護士は『信頼しうる正義の担い手』として、通常の職務活動を超え、『公共性の空間』において正義の実現に責任を負うという社会的責任（公益性）をも自覚すべきである。」とされた。さらに、「弁護士会の自律的権能を実効的かつ厳正に行使し弁護士自治を一層実効あらしめることは、弁護士会の国民に対する責務と言うべきである。」とされた。

第2 海外との比較の中での弁護士自治の課題

1 米国

法曹一元制度を採用する米国では、詳細は州ごとに異なるものの、弁護士は主として州最高裁判所の監督に服している。それに加えて州内で弁護士業務を行うのに州弁護士会への加入が義務付けられている州では、州弁護士会の指導監督にも服している。

そして、いわゆるケラー判決は、州弁護士会と構成員の関係は労働組合と構成員の関係に類似しているとし、強制加入型弁護士会で強制的に徴収した会費を当該会員が同意しない政治・イデオロギイ的活動のために用いることは、その支出が法律専門職の規律又は法律サービスの質の向上のために必然的合理的に生じるものでない場合は、違憲であるとした。

米国ではケラー判決により強制加入型弁護士会の活動範囲は制約されているわけであるが、日本においても弁護士個人の思想信条を尊重すべきである点は同様である。

2 英国

英国では、2007（平成19）年10月に制定された法律サービス法により、バリスター、ソリシター等各種法律専門職を横断的に監督する法律サービス委員会が設けられた。日本においては、司法書士、行政書士という隣接法律職が複数存在し、其々が別の規律に服している状況である。仮に、隣接法律職と統一的に規律することが消費者または市民にとり必要であるとされれば英国同様に弁護士自治が制約されるおそれがあるため、弁護士自治が受益者である市民の利益になっていることを再認識すべきである。

3 フランス

フランスでは、弁護士の独立が最初にあるとされ、そして、弁護士会は強制加入団体であり、各弁護士会が運営する弁護士研修所の研修を経て弁護士会への登録を許可され、弁護士に対する懲戒権限は弁護士会が独占しており、内部規則制定の権限も弁護士会が有する。また、弁護士以外の者に雇用された場合には雇用主と指揮命令関係があるから独立ではないとのことで、このようなときは弁護士登録抹消が義務付けられている。しかし、弁護士以外の者に雇用されたからといって直ちに独立性が損なわれるものではなく、すべての弁護士が一体となって弁護士の独立性の確保に努め、弁護士自治を守る必要がある。さらに同じ弁護士としてのアイデンティティを共有するよう努めることが大切である。

第3 弁護士自治堅持の必要性

- 1 弁護士の業務は、その活動の独立が確保されてはじめて、弁護士の使命である少数者の基本的人権を擁護するための行為を含めた法による正義の実現に邁進できるのであって、そのような弁護士の活動の独立を確保するための制度的保障が弁護士自治である。
- 2 弁護士自治を求める運動が大日本帝国憲法の下においても行われていたことは、当時から国家権力から弁護士が独立して活動するためには弁護士自治が必要不可欠であったからであると理解できる。そして、弁護士法が議員立法で成立したように、国家権力から独立した弁護士自治への反対論は根強いものがあった。弁護士法で弁護士自治が認められてからも、臨時司法制度調査会の意見書、弁護人抜き法案の審議過程にみられるように弁護士自治への外部からの批判は強く、司法制度改革審議会意見書においては、弁護士自治は維持されながらも、弁護士会がその自律的権能を実効的かつ厳正に行行使することを求められたことを銘記しなければならない。

このように、弁護士自治は絶えず外部からの圧力にさらされ続けていて、弁

護士自治により生じる課題を克服し、弁護士が不断の努力でこれを支え続けなければ維持できないのである。

3 あらためて弁護士自治は必要か

まず、弁護士からの視点としては、個々の弁護士の活動の独立を十全ならしめるために弁護士自治が必要である。弁護士自治があるから弁護士の活動の独立が確保されているのであり、弁護士自治は個々の弁護士にとり最も基礎的な業務基盤であるといえる。そして、弁護士自治は弁護士に対する規制ではなく、歴史的に弁護士が勝ち取ってきた権能なのであり、仮に弁護士自治が失われれば弁護士の日常的な業務の独立も危うくなる。

次に、国家制度の視点から、弁護士自治は民主制の過程で救済できない少数者を救済するために必要である。裁判官が弁護士から任用される法曹一元制度であれば、裁判官は弁護士のキャリアの先にあることから同じ法曹として裁判所と弁護士の利害は相当な範囲で一致することになる。しかしながら、法曹一元制度は遠い理想であり、実現の兆しは見当たらない。そして、司法研修終了後に裁判官として任用されるのが大多数である日本においては裁判所と弁護士の利害は一致しない。のみならず、法曹三者のなかでは、判検交流を含めて同じ国家公務員という枠内で裁判官と検察官の関係性は強いものがある。過去にあったような裁判を通じた人権侵害や不当な権利行使に対しては、弁護士会がこれに対峙することにより抑制を図る必要性があるし、司法を司る裁判所が行政権の意向を付度して基本的人権が侵されることがないように弁護士または弁護士会がチェック機能を果たすべきである。

そして、市民の利益の視点から、国家権力の監督を受けない弁護士が「国民の社会生活上の医師」となることにより、市民は自らの権利が擁護されることに対する安心感を持つことができる。弁護士が国家権力、大企業などの経済・社会的強者に対する少数者の人権擁護や市民の擁護者であり、国家権力の拘束を受けないことは、少数者側になった者にとりセーフティネットとなっている。

このように、弁護士自治は弁護士自らにとり、また国家制度として、さらに市民にとっても必要不可欠な制度である。

第4 弁護士自治の危機

1 ところが、我が国において、昨今、弁護士自治に対して次に掲げるような問題点が指摘されている。

(1) 弁護士の不祥事問題

近年、預かり金の横領等の弁護士による不祥事が増加しており、この問題に対して弁護士会が適切に対処できないと、弁護士自治に対する市民の信頼を根本的に揺るがしかねないこととなる。

(2) 公益的活動軽視の風潮

弁護士会の会費が高額であり、それは弁護士会が本来行うべき活動以外の

様々な活動を行っているからであるという意見が若手会員を中心にみられる。

しかし弁護士の社会的使命に基づく公益的活動が会員自身から軽視され、営利優先の指向が強まれば、そのような弁護士の自治に対する市民の信頼、尊重が揺らぐ恐れがある。

(3) 会員間の多様な意見を弁護士会に反映する難しさ

会員数の急増に伴い弁護士の職域は拡大し、また業務も多様化している一方、弁護士会の中には東京のような大規模会と地方の中小規模会があって、会員の業務環境や公益活動の負担が異なっている。他方で、会員の思想信条に接するような問題（憲法問題、死刑廃止問題等）が増えており、そのような政治的問題については弁護士会が意見を述べるべきではないという意見もある。しかしながら、そのような状況においても、弁護士会としての多様な会員の意見を保障しつつ議論を深めて、会内合意の形成を目指すべきであり、弁護士会が機能不全に陥るようなことのないようしなければならない。

2 弁護士自治を堅持するには受益者である市民との信頼関係が決定的に重要である。弁護士に対する信頼の崩壊は、弁護士が自ら律することの正当性の根拠を失わせる。その意味でこれらの問題について、弁護士会としても、その克服のために努力を行ってきたところであるが、今後も一層真剣にこれらの問題に向き合い、もって市民からの信頼を維持することが必要である。

そして、弁護士は自らの利益の最大化を目指すものではなく、その活動の原点は市民の権利の擁護と社会正義の実現を図り、もって市民社会に貢献することをあらためて認識し、そのために必要不可欠な制度として弁護士自治を堅持する必要がある。

以上